

86. 低炭素水素生産事業に対する「社会的操業許可」の研究

名古屋大学大学院国際開発研究科 教授 石川 知子

概要

本研究（「低炭素水素生産事業に対する「社会的操業許可」の研究」）の目的は、環境侵害により損害を被る地域住民の利益やニーズを反映するための理論の一つである「社会的操業許可（SLO）」という概念を、気候変動対策として近年重要性を増す「低炭素水素生産事業」に当てはめ、発展させることであった。

この目的を達成するため、研究手法として、文献調査、判例（特に投資仲裁の事例）分析、国際機関や政策担当者に対するインタビューを行った。

上記の結果、次の研究結果が得られた。①SLO 概念は、地域社会に負荷をかける事業の利益と地域社会の利益を調整する上で、法的な許認可や環境・社会影響評価と異なる役割を果たし得る。②一方で、SLO 概念は、その不確実性ゆえに、政府・地域社会それぞれから、事業介入や阻止のために「濫用」される危険性を有し、その役割については慎重な検討が必要である。③低炭素水素生産事業を含むエネルギー転換事業については、上記濫用の危険に加え、気候変動という環境正義の側面から、地域住民の要請と乖離した形で SLO が形成されるという可能性も存在し、かかる可能性への対処も必要となる。

これらの研究成果を、国内での学会発表 1 件、海外での国際会議における発表 2 件、論文一本として発表した。

この研究成果の先に、SLO が減少または失われた場合の対処としての紛争管理・解決手段の検討があり、訴訟や仲裁と異なる ADR としての「調停」、特に Project Mediation と呼ばれる紛争管理手段の活用を検討したいと計画しており、文献調査及び香港国際調停センター長へのインタビュー等を通じて、分析を進めている。

財団から提供を頂いた助成金は、データベースを含む文献調査の費用、世界銀行 ESMAP、英国 Department of Energy Security and Net Zero (DESNZ)、香港国際調停センターへのインタビュー調査のための海外渡航費用、研究成果の国際会議における発表のための海外渡航費用、文献調査のためのリサーチ・アシスタント雇用費として有益に使用をさせて頂いた。心よりお礼を申し上げる。

背景および目的

気候変動緩和対策及びエネルギー転換の鍵を握るエネルギーとして、低炭素水素は、近年その重要性が各国の政策、企業の戦略において認識されるに至っている。

低炭素水素事業に対する投資の必要性が認識される一方、低炭素水素の生産は、その行われる地域の環境及び社会に対する負荷とリスクを伴うものである。具体的には、環境・公衆衛生・安全面のリスク（例：二酸化炭素を地中に埋めるためのパイプ建設に伴う地震動、二酸化炭素流出のリスク等）に加え、土地利用の制限、収用など、物権に対する制限、これに伴う生計維持活動に対する制限等の社会的負荷も考えられる。したがって、低炭素水素生産事業の成否は、技術発展のみならず、負荷を受ける地域の利益や要請との調整に大きく左右される。低炭素水素生産事業が、地域から継続的に信頼を受け、受容されることは、個別事業の安定的な操業という利益に加え、気候変動対策としての低炭素水素生産事業のグローバルな環境価値及び社会価値を形成、維持、発展させるために、必須の要請といえる。

かかる背景のもと、本研究は、環境・社会的負荷を伴う産業に対しては、法的な許認可に加え、影響を受ける地域社会からの継続的な受容が必要という考えを基礎として1990年代に誕生した「社会的操業許可（Social Licence to Operate, SLO）」という概念を、低炭素水素生産事業の文脈に当てはめ、その役割、限界、今後の課題を明らかにすることを目的として行った。

成果

上記目的を達成するため、①SLOをめぐる学際的文献調査。②外国投資家対国の紛争（投資紛争）においてSLO概念がどのように主張され、解釈適用されてきたかの分析。③世界銀行ESMAP・国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）・英国 Department of Energy Security and Net Zero への、低炭素水素生産の社会受容に関するインタビュー、といった研究手法を採用し、検討を行った。

研究成果は、国内では世界法学会（2024年5月）、海外では British Institute of International and Comparative Law, Forty-Second ITF Public Conference: Illegality in International Investment Law（2024年11月）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL） Colloquium on the Law of International Trade for a Greener Future（2024年10月）のパネル“Better Settlement of Climate Change Disputes: A View from UNCITRAL”においてそれぞれ発表し、論文「社会的操業許可と投資紛争：エネルギー転換への示唆」として、世界法学会年報第44号（2025年3月公刊）において発表した。

結果および考察

上記の結果、次の研究結果が得られた。①SLO概念は、地域社会に負荷をかける事業の利益と地域社会の利益を調整する上で、法的な許認可や環境・社会影響評価と異なる役割を果たし得る。②一方で、SLO概念は、その不確実性ゆえに、政府・地域社会それぞれから、事業介入や阻止のために「濫用」される危険性を有し、その役割については慎重な検討が必要である。③低炭素水素生産事業を含むエネルギー転換事業については、上記濫用の危険に加え、気候変動という環境正義の側面から、地域住民の要請と乖離した形でSLOが形成されるという可能性も存在し、かかる可能性への対処も必要となる。

この研究成果の先に、SLOが減少または失われた場合の対処としての紛争管理・解決手段の検討があり、訴訟や仲裁と異なるADRとしての「調停」、特にProject Mediationと呼ばれる紛争管理手段の活用を検討したいと計画しており、文献調査及び香港国際調停センター長へのインタビュー等を通じて、分析を進めている。

(完)

発表論文

- 1) 論文
石川知子「社会的操業許可と投資紛争：エネルギー転換への示唆」世界法年報第44号
- 2) 学会・国際会議発表
Tomoko Ishikawa, “Social License to Operate and Investor Responsibility” Forty-Second ITF Public Conference Illegality in International Investment Law (2024年11月8日) British Institute of International and Comparative Law
- 3) 学会・国際会議発表
Tomoko Ishikawa, “Better Settlement of Climate Change Disputes: A View from UNCITRAL” UNCITRAL Colloquium on the Law of International Trade for a Greener Future (2024年10月23日—24日) 国連国際商取引法委員会
- 4) 学会・国際会議発表
石川知子「社会的操業許可と投資紛争：エネルギー転換への示唆」世界法学会2024年度研究大会（2024年5月18日）